

事故が起これたら

～事故第一報から共済金請求の流れ～

最初に事故の報告を 事故第一報の手続き Step 1

請求できるようになったら 共済金請求の手続き Step 2



事故第一報報告書(共済様式:請求-01)に必要事項を記入し、単位子ども会代表者に速やかに提出。

請求をする人
・被共済者
・共済金を受け取る人

下記表の必要書類を整備し、単位子ども会代表者に提出。
(請求権が発生後、速やかに提出)

記載内容を確認。
市区町村子連に提出。

単位子ども会
代表者

記載内容を確認。
市区町村子連に提出。

記載内容を確認。
各縣市子連に提出。

市区町村子連

記載内容・必要書類の有無を確認。
市区町村子連名・代表者名を記入し捺印。
請求書受付欄を記入。
各縣市子連に提出。

記載内容を確認。
所定の条件の一報については
全国子ども会連合会に提出。

都道府県
指定都市子連

記載内容・必要書類の有無を確認。
加入・入金の有無を確認。各縣市子連名・代表者名を記入し捺印。請求書受付欄を記入し、全国子ども会連合会に提出。

記載内容を確認。

全国子ども会連合会

請求書類に基づき審査を行い、請求手続きが完了してから60日以内に支払います。
請求者と市区町村子連に、支払い通知を送付します。

(特別な照会又は調査が不可欠の場合は、支払いまで60日以上の日数を要することがあります。)



様式については各縣市子連へお尋ねください。また全国子ども会連合会ホームページにもご用意しています。

共済金請求の必要書類	様式番号	医療共済金	後遺障害共済金	死亡共済金
医療共済金請求書兼事故証明書	請求-11	○		
個人情報の取扱いに関する同意書	請求-12	○	○	○
医療費の領収書(写)又は診療明細書	-	○		
死亡・後遺障害共済金請求書兼事故証明書	請求-31		○	○
医師の診断書(後遺障害)	請求-32		○	
死亡診断書又は死体検案書	-			○
被共済者の戸籍謄本	-			○

※必要に応じて他の書類の提出をお願いすることがあります。